

新潟県選挙管理委員会規程第1号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前				
<b>別表第4（第43条関係）</b>					<b>別表第4（第43条関係）</b>				
1（略）					1（略）				
候補者届出政党の 届出候補者の数	テレビジョン放送		ラジオ放送		候補者届出政党の 届出候補者の数	テレビジョン放送		ラジオ放送	
	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数		基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
1人又は2人	株式会社新潟放送	1	—	—	1人又は2人	株式会社テレビ新潟放送網	1	—	—
	株式会社新潟総合テレビ	1				株式会社新潟テレビ二十二	1		
3人から5人まで	株式会社新潟放送	1	株式会社新潟放送	1	3人から5人まで	株式会社テレビ新潟放送網	1	株式会社新潟放送	1
	株式会社新潟総合テレビ	1				株式会社新潟テレビ二十二	1		
6人	株式会社新潟放送	2	株式会社新潟放送	2	6人	株式会社テレビ新潟放送網	2	株式会社新潟放送	2
	株式会社新潟総合テレビ	2				株式会社新潟テレビ二十二	2		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。